

（三重県障がい者差別解消支援協議会）

第三十三条 障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第一項に規定するもののほか、同項に規定する事項の処理の結果明らかになった課題及び第二十条第一項の規定により知事から報告を受けた課題を解決するための方策について調査研究を行うものとする。
- 4 協議会は、差別事案に関する相談並びに助言及びあっせんに係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障がい者その他の関係者及び県民の参加の下に、当該差別事案の処理状況の検証を定期的に行うとともに、その結果について県民に周知するものとする。
- 5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

障害者差別解消法は、地方公共団体等の関係機関は、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができると規定しています（第17条第1項）。本県では、これに基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置しているところです。

しかし、同法は、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を任意としていることから、条例で設置を義務化しておくことが効果的と考えられます。

そこで、条例では、三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化について規定しています。

三重県障がい者差別解消支援協議会は、相談事例の共有等障がい者差別の解消に向けた取組の推進のほか、助言・あっせんの手続で取り扱った紛争などを通じて明らかになった課題（費用の問題により設備の改善までは実現できない状況があるなど）について調査研究を行うこととしています。

相談体制や紛争解決を図る体制を充実させるなど、障がい者差別の解消に向けた取組を進めるに当たっては、差別事案の相談や助言・あっせんがどのように処理されたかを検証していくことが重要であり、その点を条例で担保すべきであり、また、それらの処理状況の検証が、障がい当事者や県民の参加を含めた多角的な視点で検証されることが望ましいと考えられます。

そこで、同協議会において、相談等の実施状況の検証やその結果の周知も行うこととしています。